

令和2年 八潮市農業委員4月総会 議事録

- 1 開催日 平成2年4月24日(金)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 市役所別館A会議室

- 4 出席委員 9名
会長 1番 大塚 一宏
会長職務代理者 2番 小早川喜一
委員 3番 恩田 政幸 11番 福岡 達則
5番 大野ヒロ子 13番 飯山 敏行
7番 渋谷 稔 15番 臼倉 正浩
9番 齋藤 富子

- 5 欠席委員 6名
4番 豊田 幸司 10番 星野 仁
6番 横山 正和 12番 小倉 雅樹
8番 荻野 恭子 14番 新井 孝美

- 6 議事日程
第1 会長挨拶
第2 議事録署名人の選任
第3 書記任命
第4 議 事
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

- 7 協議事項 八潮市水道運営委員会委員の推薦について

- 8 転用等届出受理報告
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

- 9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

総会を開催する前に、4月1日付で職員の人事異動がありましたので、新しく着任しました職員の紹介をさせていただきたいところですが、現在市職員は、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策のため、半数ほどが在宅勤務をしております、4月から都市農業課に着任しました五十嵐と能島の二人も、在宅勤務ということで紹介できませんが、機会がございましたら改めましてご紹介させていただきますので、ご了承ください。

都市農業係の平野係長につきましては、引き続き農業委員会事務局も兼務で担当させていただきます。

また、農業委員会事務局につきましては、引き続き私と清水係長と本日在宅勤務の後藤が、都市農業係と兼務してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、八潮市農業委員会4月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

後ほど資料でご説明いたしますが、あらかじめ大塚会長と相談させていただきまして、総会開催通知におきまして総会出席者の調整をさせていただいたところがございます。そのことから、本日の出席者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しまして、委員の皆様にご協力いただきましたことにより9名出席でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。

なお、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が長くないよう配慮して進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

本日は、こういった形の総会となりましたが、大変な世の中になり、昨日のニュースで見ましたが、埼玉で感染をして入院した人が、実名を公表してこう言っていました。「かかる

かもしれないという意識で気をつけたほうがよい、行動をしたほうがよろしい」と。確かにそうだと思います。一人一人が3密を避ける、あと外出自粛ということを守ることがやはり一番大切なのではないかと思います。

本日は9名ですが、最後までご協力をよろしくお願いします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただければと思います。

- | | |
|--|----------|
| ①八潮市農業委員会 4月総会次第 | A 4 横 |
| ②八潮市水道運営委員会委員の推薦について（依頼） | （資料 - 1） |
| ③令和3年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出の実施と
意見集約への協力の依頼について | （資料 - 2） |
| ④八潮市農産物放射能濃度測定結果（4月分）について | （資料 - 3） |
| ⑤利用権設定の手続の変更について | （資料 - 4） |
| ⑥令和2年度農業委員会総会及び研修会等日程表（改訂版） | （資料 - 5） |
| ⑦農業者年金加入推進マニュアル | （資料 - 6） |
| ⑧新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が
全国に拡大されたことに伴う農業委員会の総会について | （資料 - 7） |
| ⑨令和2年「緑の募金」運動の協力について | （資料 - 8） |

以上、9点になりますが、資料の漏れはございませんでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第8のその他まで、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、7番、渋谷稔委員、11番、福岡達則委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、わかりました。

◎議案第4号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてになります。

番号1、相続人住所・氏名、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、被相続人住所・氏名、同じく〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、特例の適用を受けようとする土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇〇〇平米、同じく〇〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇〇平米、同じく〇〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇〇平米、合計〇〇〇〇平米、市街化区域となります。被相続人の所有面積は耕作面積と一緒に〇〇〇〇平米所有していらっしゃいます。被相続人との続柄は子、相続開始年月日は令和元年〇月〇〇日、その後の農業開始年月日が令和元年〇月〇〇日となっております。

こちらは、昨年、お父様がお亡くなりになりまして、ここで現在耕作しているこちらの土地に対して、相続税の納税猶予を受けるために適格者証明の願いが提出されたものとなります。

場所等の説明をいたします。2ページをご覧ください。

市役所の〇側の出入り口を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇方向に出まして、〇〇〇〇〇〇〇の交差点を右折します。その後真っすぐ進みまして、2つ目の信号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のところに

左折しまして、県道〇〇〇〇〇〇を〇方向に走ります。〇〇〇地区に入りまして、〇〇〇のある交差点をそのまま直進して進みますと、間もなく右側に〇〇〇〇〇〇〇〇がありまして、そこを通り過ぎますと、この地図だと少し隠れているんですけども、ページの上の所に〇〇〇〇がございます。ここのところで右折しまして、〇〇〇の〇〇のほうに向かって40メートルほど行きます。この地図だと40メートルほど行った先が農地になってはいますが、現況、この道は真っすぐになっておりまして、この地点を右折しまして90メートルほど行きますと申請人の住宅になります。今回申請される土地はこの住宅の西側と〇〇〇の〇〇に挟まれた黒く着色した部分になります。全て生産緑地地区となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきましては、本日欠席となっております地区担当、〇〇番、〇〇〇〇〇〇の案件となりますので、地区担当代理として、2番、小早川喜一委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○会長代理（小早川喜一委員） 昨日、現地調査に行っておりまして。今事務局から説明がありましたように〇〇〇〇〇を〇〇方面に行きまして、〇〇〇〇〇を右手に見て、その向かい側を入るとちょうど〇〇さんの自宅のほうへ向って行けます。そして現地はちょうど西隣が〇〇〇の〇〇でございます。この土地に鉄骨ハウスが立っておりまして、中を見させていただいたんですけども、ちょうど出荷作物が管理されておりました。

その裏にも農地があります。今申請のところは鉄骨ハウスのところということで、奥さんとお子さんが一緒にやっていたら、そういう状況でございます。

以上です。

○議長 ただいま事務局と2番、小早川委員より、相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いします。

適格者証明ということなので、〇〇さん自体については特に問題はないのではないかとはいえます。

ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思っております。

原案のとおり、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎協議事項

○議長 次に、次第6、協議事項にまいります。

八潮市水道運営委員会委員の推薦について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料1をご覧ください。

4月3日に、八潮市長から大塚会長宛てに八潮市水道運営委員会委員の推薦についての依頼がまいりました。任期が令和2年7月1日からということで、今12番の小倉委員が委員になっていただいておりますが、任期が切れるということで、改めて推薦をお願いしたいということで依頼がきたものでございます。

任期は令和2年7月1日から令和4年6月30日まで2年間ということで、推薦人については1名ということでございます。5月22日までに回答いただきたいということでありましたので、今回で提出させていただいたものでございます。

なお、現在、水道運営委員を務めております12番の小倉委員からは、どなたか受けていただける方がいれば、お願いしたいということをご事前にお知らせいただいております。

その辺で、まずはご審議いただければと思いますが、どなたかいらっしゃればということで……

○議長 どなたか代わりというか、やってもいいという方はいらっしゃいますか。

○13番（飯山敏行委員） 13番、飯山です。

ちょっと小倉さんとお話をしまして、今水道と下水の2つ持っているの、代わってくださる方がいたら代わってほしいということで、できればということなので、ではやりますという形で水道委員のほうを受けさせていただきます。

○議長 飯山委員がやっていただけるんですか。

○13番（飯山敏行委員） はい、交代という形で。

そのかわりですけれども、私は今期は学校ファームをやっております。今期はちゃんと学校ファームを8月まで務めますけれども、その次は新たな人になっていただきそのときは学校ファームを外してもらいたいと思います。

○議長 一応、参考意見として。それは改選した後、新体制のときにもう一度決めるわけですが、一応頭に入れておきます。

ということですが、皆さん、よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 飯山委員、お願いします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次第7の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について3件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について13件ございますが、今月も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が長くないよう配慮したため、いつもの読み上げは無しにしますのでご了承ください。今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がありましたらお願いいたします。次第の3ページから6ページになります。

———— 委員、各自で内容確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 特にないようでございますので、転用等届出受理報告は終わりとします。

◎その他

○議長 それでは、続きまして、次第8のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、報告事項が4件、協議事項が1件ございます。

初めに、依頼事項1件目、令和3年度県農地利用の最適化施策に対する意見の提出の実施と意見集約への協力の依頼について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2をご覧ください。手短かに説明させていただきます。

これは毎年この時期にきているものですが、埼玉県農業会議のほうで農地利用の最適化の施策に関する意見を埼玉県のほうに要望しますので、できましたら、農業委員会から意見を出していただければ、それをまとめて県に要望しますのでよろしくをお願いします、そういうものになります。

今回、資料が多いのですが、後ろのほうの資料を後で御覧いただいて、農地利用の最適化の施策に向けまして、必要な支援や課題等、そういったものがございましたら、後でまとめて提出してくださいということになります。

意見をいただく場合は、後ろのほうに報告用紙があるのですが、3つの部分に分か

れていまして、1番目として、農地の有効利用の推進のための支援、2番目として、担い手の育成・確保・新規参入などの支援及び経営改善支援、これについて何かありましたらということでございます。3番目としまして、その他農業振興のための支援、こういったテーマに添って意見を提出してくださいということになっております。

今回、後ろのほうに、ちょっと厚いのですが、食料・農業・農村基本計画というものがございます。こちらのほうも参考にしながら、意見がありましたらということなんですけれども、こちらの基本計画が国のほうで見直されまして、ここのところで初めて明らかにされたもので、出てきたばかりのものになります。

この計画は、結構重要でして、この先に国のいろいろな施策が出てきたり、利用されたりしてくると思うんですけれども、その根拠となるものになりますので、今回の意見集約のこと以外についても、この先参考になることが多いのではないかと思いますので、時間があるときに読んでいただければと思います。

もしご意見とか、こういうことを県に伝えてほしいということがありましたら、5月15日までに事務局のほうに提出いただきたいと思います。その後事務局でまとめて皆さんに諮りまして、県のほうに提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見はございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようですが、ただいまの件につきまして、後で意見を思いつきましたら、5月15日金曜日までに事務局に報告されるようお願いいたします。

次に、報告事項1件目、八潮市農産物放射能濃度測定結果（4月分）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。

農産物放射能濃度測定結果（4月分）になります。

採取日が4月7日で、八條地区の露地栽培のネギについて測定させていただきました。

その結果、放射性ヨウ素 I-131、放射能セシウム Cs-134、Cs-137全て不検出となっております。

以上です。

○議長 以前、放射能測定をいつまでやるんだという意見があったのですが、これの会議、環境保全型農業推進協議会の会議が例年だと5月にあったのですが、今年は書面議決にするということなので、私がおその会長になっておりまして、事務局長と以前お話をしたのですが、その話をした内容を説明してもらえますか。

○事務局長 はい、今、会長のからご指名いただきましたので、ご説明いたします。環境保全

型農業推進協議会がありまして、そちらの会長を大塚会長が務めておりまして、以前から放射能測定、毎月させていただいているところですが、回数を検討していただけないかというご意見をたくさんいただいたということで、会長と相談させていただきました。

とりあえずゼロにしてしまうと、やはり八潮市民の方々が放射能濃度はどうなんだと言ったときに、安心・安全ということを考えますと行っていったほうがいいのかということもありまして、今、市内の各団体、直売所さん、青耕会さん、園芸協会さん、あと農業委員会ということで4団体の皆様に協力いただいているのですが、それぞれ4団体で1年に1回ということで、12回を今度4回にさせていただきたいということで会長と相談させていただき、その方向性で進めていければということで、そうすると各団体、年に1回ということでさせていただいて、それでも市民の方には放射能測定をしているということもありますので、安心していただけるのかなということで、年4回に変えていきたいということで今進めているところでございます。

説明につきましては以上です。

○議長 ありがとうございます。

という方向で考えております。

次に、報告事項2件目、利用権設定の手続の変更について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。

これは、利用権の設定につきまして、これまでと同じやり方ではできないということになりますので、そのお知らせなんですけれども、これまで八潮の利用権設定というのは、農地利用集積円滑化事業の中に農地所有者代理事業というのがありまして、これをJAさいかつさんをお願いしまして、土地を貸す人と借りる人、この方たちを代理していただいて、いろいろ手続していただいて利用権の設定を進めていたところなんですけれども、これが、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」というのが昨年11月1日に施行されまして、この4月から、今までございました農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されるということになりました。

これと並行して、農業経営基盤強化促進法の基本要綱が改正されまして、つまり今までやっていた農地利用集積円滑化事業というのは、農地中間管理事業と一緒にされるということになりまして、JAのほうでは今までやってきた円滑化事業が農地中間管理機構のほうになってしまうので、農地所有者代理事業という法的根拠がなくなるので、もうJAさいかつとしてはできなくなるという状況です。

それで、私ども、最初は、これから農地中間管理機構が、農地所有者代理事業を、場所は遠いのですけれども、やってくれるのかなと思っていたら、農地中間管理機構では、農地所

有者代理事業はしませんよ、ということなので、今度は、もし利用権設定をしたいという人がいたら、個人で、もしくは農業委員会をお願いして、市のほうに申請しないといけなくなるという状況になりました。

都市農業課のほうからは、JAさいかつさんのほうに、農地利用集積円滑化事業がなくなっても、これまでと同様に調整はしてほしいということをお願いして、JAさいかつさんからもおおむねそれはいいですよという話はいただいております。もともと農協のほうにも、農家の人のためにそういうことをやらないといけないという、そういう法的根拠もありますので、引き続き調整のほうはお願いしていますけれども、前は農協が農地所有者代理事業ということで、それに沿った様式で申請していたのですけれども、これからは、1枚めくっていただくと、後ろに利用権設定等申出書がございます。この書類によって利用権設定の申請をしていただくということになります。

利用権設定の相談等がございましたら、農業委員会でも、都市農業課でも、もしくはJAさいかつさんにまずは相談していただければと思いますので、よろしく申し上げます。今までどおり、JAで所有者の代理としてこれを進めていくことはできないということです。

それと資料の下のほうにちょっと書いておきましたけれども、この利用権設定というのは、農業経営基盤強化促進のほうで、もともと農業委員会は利用権の設定に積極的に配慮していないといけないということが定められております。

1枚めくっていただいて、裏側が農業経営基盤強化促進法の利用権の設定におけます農業委員の役割なんですけれども、この文も後で読んで、確認していただければと思います。先ほど言いましたけれども、利用権設定の話があったら、まずは農業委員会に相談していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

どうぞ。

○7番（渋谷 稔委員） 質問なんですけど、農地中間管理機構というのはどこにあって、どうしているのかということ。

○事務局 農地中間管理機構というのは各都道府県にあるのですけれども、埼玉県の場合は埼玉県農林公社が埼玉県の農地中間管理機構となっています。

今度、法律が変わりまして、農地中間管理機構の事業を手がけるのが一般の市街化調整区域、そちらにも適用になりました。八潮の市街化調整区域もエリアになっています。これはもしも八潮で話が出たときにはなんですけれども、例えば中川の堤防で、土地を持っている方々でまとめて使いたいという人の意見がまとまって、これだけのエリアをまとめて担い手に集積したい、そういう話がまとまったのを農地中間管理機構のほうに持っていくと、農地

中間管理機構が貸したいという人の土地を一手に借り受けて、間に入って、この広くまとめて使える農地を、担い手に貸し出す。間に農地中間管理機構が入って貸し借りをやってくれるので、貸し出すほうはまとまった農地にして、期間が終わったら返してもらえる。その間の賃料も払われる。仮にもし途中で借りる人が仕事をやめて、1年とか土地が空いた場合でも、賃料が保証されるとか、そういったメリットがあります。

今まで、ほとんどが田んぼですが、まとまった農地を中間管理機構が間に入って管理して借りたい人に貸すということをやっていました。話がまとまれば八潮の畑でも可能になりますので、その辺念頭に入れながら、農業委員会の活動もしていただければと思っております。

以上です。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 農協さんに相談はできるということです。ただ、申請手続等は農業委員会や都市農業課のほうにしてもらおうということです。

それでは、次へまいります。

報告事項3件目、令和2年度農業委員会総会及び研修会等日程表（改訂版）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料5のほうをご覧ください。

日程表の改訂版と申しますのは、3月25日、正式にメセナのほうの予約が確定となりましたので、改めて配付させていただいたものです。

それと最後にもう一度言いますけれども、来月5月26日、当初、県外視察研修を予定していた関係で、朝8時半からとなっていたのですけれども、会議室の調整がつかしましたので、8時半ではちょっと早い気がしますので、10時からにしようと思っております。

日程表の説明は以上です。

○議長 5月の総会は開始が10時でよろしいですか。もうちょっと早いほうがいいとか。遅くはできないでしょうか。

○13番（飯山敏行委員） また半分ですか。

○事務局 この状況が続けば、今度は偶数の委員にお願いしようかと思っております。

○議長 では、10時ということで。5月に会議を入れるということは、おそらくこういう形になりますよね。

次に、依頼事項2件目、農業者年金加入推進マニュアルについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料と、加入推進マニュアルとチラシのほうを合わせて説明させていた

できます。

これはこの時期に毎年お願いがくるのですけれども、農業者年金につきまして推進のほうをよろしく願いますということで、目標は農業者年金に入っていただくことではなくて、農業者年金について、後でなぜこんないのがあったのに教えてくれなかったのか、そういうことがないように、制度を知らせるのが目的となっておりますので、もし対象になられるような人がいらっしゃいましたら、詳しい説明は、農業会議のほうに一言かければ担当者がいつでも説明に来てくれますので、ちょっと話を聞いてみたいということがあれば、伝えていただければ、農業会議の担当者の方に来ていただいて説明いたしますので、また、加入推進マニュアルの内容、昨年もお配りしたのですけれども、内容を確認していただきまして、推進のほうを進めていただければと思います。

よろしく願います。以上です。

○議長 このマニュアルは昨年と内容が変わってはいないですか。

○事務局 私も熟読はしていませんが、一部、令和2年度となっておりますので、多少変更されているのではないかと思います。

○議長 それと、以前、1委員1人の推進みたいなことをやったことが、そういうことは……

○事務局 それは変わらずにお願いしたいと思います。

○議長 一応1人、1年に1人は声をかけたりすることはしてくださいということですね。

○事務局 そうですね。

○議長 分かりました。ということです。

次に、報告事項4件目、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴う農業委員会の総会について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長 資料7をご覧ください。

今、会長からお話がありました新型インフルエンザ等対策特別措置法、この中にコロナウイルスが入っているということで、その法律でございます。今回法律が改正されたということで、それがこの中を若干読ませていただきますが、「政府は4月16日に標題の緊急事態宣言を全国に拡大することを決定いたしました。これにより、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」が、全国都道府県において適用されます」ということでございます。

この中段にもありますように、発令されたことを踏まえまして、全国農業会議所を通じて、農水省へ農業委員会総会の開催について書面等の開催はできないかという確認をいたしました。農業委員会の運営については、4月8日付、2会議所発第53号で、次のページにあるのですが、通知で周知したというところでございます。

内容といたしましては、一番下にございますが、農業委員会の総会の運営についてということで、俗に言われています3密、3つの密を避ける方向で総会を開催、または総会の延期

による対応を図って下さいということで、開催はしてほしいということがうたわれているものでございます。

それで、資料①の（第2報）を見ていただきますと、1の総会の開催のところに（1）で、農業委員会の総会は、法令事務を取り行う場として、実際に委員が参集することが原則となっている。同時に、会議の公開、議事録の公表等が法律上規定されているということが規定されているものでございます。

また、（3）の中では、総会の開催は、現に在任する農業委員の過半の出席で可能であり、新型コロナウイルスへの感染を防ぐために出席委員を減じて開催することは差し支えありませんということがうたわれております。

このようなことで、当委員会は大塚会長に相談いたしまして、今回9名に減らしていただきまして総会を開催したところでございますが、そのような通知がこの4月21日に来たところでございます。

この資料の一番後ろを見ていただきますと、資料③に対応事例、1、3密の回避ということで、ホテルの広い会場を借り、3密を避ける方法とか、2、休校中の学校の体育館を借りて、広いところでやるということで、当委員会は、4の会長、職務代理以外の農業委員を半分に分け（Aグループ、Bグループ）、例えば4月がA、5月がBと、総会要件を満たす過半数の人数を確保した上で開催することを検討中という形でありますけれども、これを既に実施しているところでございます。

このような1から6の工夫を行いながら、農業委員会総会を開催してほしいということでの通知をいただいたところでございます。

これに基づきまして、現在八潮市におきましても実施しているということでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長 次に、協議事項、令和2年「緑の募金」運動の協力依頼について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 こちらは埼玉県農業会議のほうから、今年の「緑の募金」運動の協力依頼についてということがまいりました。

毎年、4月の総会で、慶弔費から5,000円支出するということでどうでしょうかということのを伺って決めているんですけども、今回、人と人との接触を極力減らす観点からあらかじめ羽根を配らせていただいたんですけども、例年と同様に慶弔費から5,000円協力するということでよろしいかどうか、ご確認いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長 ただいま令和2年「緑の募金」運動の協力依頼について、報告がありました。報告が「緑の募金」につきましては、毎年農業委員会の慶弔費から5,000円を募金しているところから、今年も同様でよろしいでしょうか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 欠席の委員さんには、22日でしたか、資料を配ったのは。

○事務局 そうですね、2日前。

○議長 2日前に知らせてありまして、本日まで特に意見はないですね。

○事務局 そうです、意見はないです。

○議長 ないようなので、今年も同様に5,000円の募金を進めていただきたいと思います。

それでは、最後になります。次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は、先ほど申しましたが、令和2年5月26日火曜日、午前10時から、今度は市役所第2会議室での開催となります。先ほど申し上げましたけれども、今のような状況が続けば、また出席される委員さんを削減して、来月は偶数の委員さんで開催する可能性がありますので、その点はご了承いただきたいと思います。

また、来月からクールビズの期間に入りますので、ノーネクタイ、ノージャケットで結構ということになります。

あと今回資料が多いので、封筒をもう一つ欲しいという方がいらっしゃれば、封筒を用意してございますので、その場合はおっしゃってください。

事務局からは以上となります。

○議長 ただいま事務局より5月の農業委員会の総会のご案内がありましたが、5月はおそらく偶数委員さんで開催となると思います。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたらお願いします。

どうぞ。

○事務局長 よろしいですか、2点ございまして、まず1点目は、農業委員会からあて職のような形になっていただいています農林金融協議会がございまして、それぞれ理事の皆様の任期が今年の3月31日で切れているところです。5月に総会と協議会を開いているものなんです。今回の新型コロナウイルス感染症の関係で会議のほうを書面でさせていただこうと思っております。それぞれ農業委員のほうから、あて職で委員になっていただいている皆様におきまして、農林金融協議会のほうでは副会長に渋谷稔委員、理事に福岡達則委員、また、監事に臼倉正浩委員、また会長にはJA代表理事ということで小早川委員になっていただいておりますが、皆様には既にご連絡させていただいて、再任をお受けしていただくということで、この場で感謝申し上げます。

また、ほかの委員の方々、先ほど環境保全型農業推進協議会、また、八潮市農業再生協議会におかれましても3月31日で任期が切れるということで、会長職のあて職とか様々ございますので、こちらのほうにつきましてもそのまま再任ということでさせていただければと思いますので、ひとつご了解いただければと思います。

2点目ですが、先ほど何度か話に出ているコロナウイルス対策の関係で、昨日ですが、新型コロナウイルス感染防止に関して、市主催イベント、また、施設利用等の対応方針が改めて出ました。昨日、コロナウイルス対策本部会議が開かれまして、それで決定事項を申し上げさせていただきたいと思います。

市主催イベントにつきましては、対応方針が新たに出る前までは、連休明けの5月6日までをグラウンドとか、または公共施設の利用が使えない形になっていたのですが、昨日の本部会議におきまして、市主催会議等は引き続き5月31日まで原則として中止、または延期とするということが決定されました。これに伴いまして、市主催のイベント関係は中止になったということでございます。

また、併せまして、市の公共施設の利用についてということで、こちらも同じく審議されまして、次の施設を、一部を除き引き続き5月31日まで利用について休止するというところでございます。その一部を除くというのが、屋外施設ですと、テニスコートから始まりまして、多目的、様々な施設、あと屋内施設も、メセナから始まりまして、スポーツセンター、またはコミュニティセンター、だいはら児童館とか、そういうところも休止ということになっているということで、こちらにつきましては引き続き使えないということで昨日決まりましたので、皆様のほうにご報告させていただくところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては慎重審議をしていただきまして、誠にありがとうございました。

次回5月の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、どのような事態になるか予測がつかない状況であります。開催日が近くになりましたら、ご案内通知をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それとこの先の予定についてでございますが、5月15日金曜日に埼玉葛地方協議会の総会が予定されておりまして、例年ですと大塚会長と私恩田が出席させていただく予定でございますが、まだどうなるか、結果が出ておりません。また、毎年5月に行われております四市町農政研究会総会につきましては、書面で行いまして、情報交換会につきましては中止の方向と連絡をいただいているところでございます。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理にお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 人と接するのが難しいこの時期に、4月総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

東京都の感染者の数が一向に減らなくて、まだ7割くらいしか感染防止に協力いただけないということでございます。委員の皆様も十分お気をつけいただきまして、とにかくかからないように。これから陽気もよくなりまして、農作業が忙しくなるところでございます。十分気をつけていただきたいと思います。

以上で4月総会を終了いたします。

○事務局長 ありがとうございました。

皆様大変お疲れさまでした。それでは、これにて散会いたします。

閉会 午後 3時00分